

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 2 2 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第10条の 2 略 2 ～ 6 略 <u>7 法附則第15条第25項第 2 号に規定する設備</u> <u>について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。</u> <u>8 ～ 14 略</u> <u>15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>16 ～ 19 略</u> （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例） 第12条の 3 地方税法等の一部を改正する法律 <u>（令和 6 年法律第 4 号。附則第28条の 7 において「令和 6 年改正法」という。）附則第21</u> <u>条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の 3 の規定を適用しない</u>	（法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第10条の 2 略 2 ～ 6 略 <u>7 ～ 13 略</u> <u>14 ～ 17 略</u> （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例） 第12条の 3 地方税法等の一部を改正する法律 <u>（令和 3 年法律第 7 号。附則第28条の 7 において「令和 3 年改正法」という。）附則第14</u> <u>条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の 3 の規定を適用しない</u>

こととする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 第28条の7 <u>令和6年改正法附則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。	こととする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例) 第28条の7 <u>令和3年改正法附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の附則第10条の2第7項及び第15項の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。